



令和6年度

翼幼保園のしおり



社会福祉法人 清心会

幼保連携型 認定こども園

翼 幼 保 園

〒444-1305

高浜市神明町2丁目8番地2

TEL (0566) 95-5055 FAX (0566) 52-8855

在園中は大切に保管しててください

<目次>

児童憲章（抜粋）・高浜市民憲章

1	概要	1
	幼保連携型認定こども園翼幼保園は	
	(1) 事業者	
	(2) 利用施設	
	・こども園の保育の特徴	
2	職員配置・職員の勤務体制	2
3	目的・運営方針	2, 3
	・教育・保育目標	
	・めざすこども像	
	・乳児・3歳児・4歳児・5歳児	
	・教育保育日課	
4	登園、降園について	3
	・朝の受け入れ	
	・登園受付・降園受付について	
	・欠席・遅刻等の連絡について	
5	開所日・開所時間	4
	・保育時間、延長保育・預かり保育・土曜日保育について	
	・保育園機能（2号3号認定）幼稚園機能（1号認定）	
	・土曜日保育について	
6	食事とおやつ	5
7	行事について	5, 6
	・園だより・クラスだより	
8	保健衛生	6, 7, 8
	(1) 生活リズムについて	
	(2) 健康について	
	(3) 定期健康診断について	
	(4) 清潔について	
	(5) 病気にかかったら	
	(6) 観察のポイント	
	(7) 感染症について（感染症一覧）	
	・園医	
	・病気やけがの場合は	
9	保育料などの納入	8
10	災害共済制	9
	(独立行政法人日本スポーツ振興センター)	
11	家庭の協力	9
12	機能変更について	9
	・幼稚園（1号）⇔保育園（2号）・保育園機能（3号）	
13	保育利用時間	10
	・R6年度より就労要件の取扱いが変わります	
14	退園	10
15	子育て支援センター	10
16	預かり保育	10
	(幼稚園機能1号認定のみ)	
17	災害時における登園・降園	10, 11
	①台風・雪の場合②地震の場合③特別警報発令の場合④その他の場合	
18	こんなとき手続きは？	11
19	かみつき・ひっかきについて	11
20	関係機関との連携	12
21	休日保育	12
22	病後児保育	12
23	ご意見・ご要望のための仕組みについて	13
24	個人情報の適切な保護に努めます	13

児 童 憲 章 （抜粋）

児童は、人として尊ばれる。

児童は、社会の一員として重んぜられる。

児童は、よい環境の中で育てられる。

- 1 すべての児童は、心身ともに、健やかに生まれ、育てられ、その生活を保障される。
- 2 すべての児童は、家庭で正しい愛情と知識と技術をもって育てられ、家庭に恵まれな
い児童には、これにかわる環境が与えられる。

高 浜 市 民 憲 章

わたくしたち高浜市民は、力を合わせ、英知と勇気をもって実践します。

- 1 スポーツに親しみ、健康な体をつくります。
- 1 教養をたかめ、心のかよう家庭をつくります。
- 1 仕事に誇りを持ち、豊かなまちをつくります。
- 1 きまりを守り、住みよい社会をつくります。
- 1 きれいな水と青い空の、美しい郷土をつくります。

1 概要 幼保連携型 認定こども園 翼幼保園は

・保育園と幼稚園の機能を融合させ、就学前の教育、保育を一体として捉え、一貫して提供する施設です。

(1)事業者

事業者名称	社会福祉法人清心会
所在地	愛知県豊田市保見ヶ丘四丁目6番地1
代表者氏名	理事長 福上 道則
電話番号	0565-48-2221

(2)利用施設

施設の種類	幼保連携型 認定こども園
施設の名称	幼保連携型認定こども園 翼幼保園
認可年月日	平成19年4月1日
施設の所在地	愛知県高浜市神明町二丁目8番地2
管理者氏名	園長 杉本 豊美
連絡先	電話 0566-95-5055 FAX 0566-52-8855

敷地	敷地全体	2876.15 m ²
	屋外遊戯場	696.28 m ²
園舎	構造	鉄骨準耐火構造 2階建て
	延べ面積	1377.09 m ²

設備	居室数	備考
乳児室	3室	0歳児(ひよこ組) 1歳児(りす組) 2歳児(うさぎ組)
保育室	3室	3歳(たいよう組) 4歳(そら組) 5歳(うちゅう組)
なかよしルーム	1室	
遊戯室	1室	
調理室	1室	
職員室	1室	
支援室(ひなたぼっこ)	1室	
児童クラブ室(ひこうきぐも)	1室	
相談室	1室	

* こども園の保育の特徴

- ・養護と教育を融合した就学前の一貫した教育
- ・基本的な生活習慣、生活のリズム、社会生活に必要なマナーの育成
- ・子どもの発達に応じた異年齢交流
- ・小学校との連続性を見据えた、教育・保育内容
- ・地域と連携した教育・保育内容



*** 入園条件として**

- ・0歳児～2歳児 保育に欠ける子どもが入園
- ・3歳児～5歳児 保護者の就労の有無に関係なく入園

*** 利用定員(134人)**

- ・0歳9人、1歳15人、2歳20人、3、4、5歳各30人(幼児は30人以下のみ1号で入園可)
- ・翼幼保園の保育年齢は0歳児(6ヶ月)から就学前までです。

2 職員配置・職員の勤務体制

種類	人数	勤務時間
園長	1名	午前8時15分～午後5時
主幹保育教諭	1名	午前7時15分～午後4時
保育教諭	18名	午前8時15分～午後5時 午前10時15分～午後7時
学童支援員	数名	午前10時30分～午後7時
支援センター職員	2名	午前8時30分～午後4時
事務員	1名	午前9時～午後3時
早朝担当保育士	数名	午前7時30分～午前11時の間の3～5時間
延長担当保育士	数名	午後12時30分～午後7時の間の3～6時間
調理員(委託)		

3 目的・運営方針

*** 教育・保育目標とめざす子ども像**

教育・保育目標

- ・現代社会に生きる子どもたちが、心身ともに健全で調和のとれた豊かな人間となるよう
幼児教育の基本に基づいて教育・保育し、地域の実情も踏まえて創造性豊かに明るく、
たくましく、思いやりのある子に育てたい。

めざす子ども像

乳児	幼児
<ul style="list-style-type: none"> ・きげんよく遊べる子ども ・身近なものに興味や関心をもつ子ども ・言葉のやりとりを楽しむ子ども ・感情や欲求を十分出せる子ども 	<ul style="list-style-type: none"> ・心身ともにたくましく、のびのび活動することも ・人への愛情や信頼感をもち、友だちとかかわって遊ぶ子ども ・身近な環境にかかわり、見たり考えたりする子ども ・あいさつのできる子ども

乳児

- ・情緒の安定を図りながら、身近な大人との信頼関係を育て、自分でしようとする気持ちの芽生えを大切にします。
- ・自由に身体を動かすうれしさや、言葉を聞いたり話したり楽しさを感じられるようにします。
- ・保育者や友だちと触れ合いながら、全身を使った遊びや探索活動が十分できるようにし、周囲への興味、関心を高めます。
- ・一人ひとりの揺れ動く感情を受け止め、自我の育ちを促します。

3歳児

- ・保育者との信頼関係の中で、子どもたちの欲求を適切に満たし、情緒の安定を図ります。
- ・自分でできることへの喜びを大切にしながら、基本的な生活習慣が身につくようにします。
- ・身近な人や物に十分かかわり、自分の思いを出して遊んだり、友だちと触れ合う楽しさを感じたりするようにします。

4 歳児

- ・周囲の環境に興味、関心をもってかかわり、体験を広げながら集団の中で、自分を発揮できるようにします。
- ・友だちとのかかわりを深めていく中で、友だちと遊ぶ楽しさや、友だちとのつながりを楽しめるようにします。

5 歳児

- ・自分なりの課題意識をもち、試行錯誤をくり返しなが、生活や遊びを進め、満足感や充実感を味わうとともに、思考力や表現力を高めます。
- ・クラスの友だちと目的をもって活動に取り組む中で、楽しさを共有し、クラスとしてのまとまりや、友だちとのつながりを楽しめるようにします。

*教育 保育日課

一日の生活の流れ（平日） <8:30 ~ 16:00までクラス別保育>

時刻	日 課		
年 齢	0・1・2歳児	3歳児	4・5歳児
7:30	保護者の就労時間に あわせ、順次登園	保護者の就労時間に あわせ、順次登園	保護者の就労時間に あわせ、順次登園
8:30	教育・保育要領に基づく保育 登園・遊び 観察 検温 所持品の整理	教育・保育要領に基づく保育 登園 遊び・活動	教育・保育要領に基づく保育 登園 遊び・活動
9:00	おやつ	・自主的な活動	・自主的な活動
9:30	遊び	・課題のある活動	・課題のある活動
11:00	昼 食		
11:30			
12:00	午 睡	昼 食	昼 食
12:30		午 睡	遊び
13:00		保育園機能・預かり保育 (4月～10月上旬)	・自主的な活動 (幼稚園機能降園)
14:30	めざめ	めざめ (幼稚園機能降園)	おやつ
15:00	おやつ	おやつ	降園・延長保育
16:00	降園・延長保育	降園・延長保育	
17:00			
18:00	おやつ(19時登録児)	おやつ(19時登録児)	おやつ(19時登録児)
19:00	最終降園	最終降園	最終降園

- * 幼児クラスは、英語教室(3, 4, 5歳児)・スイミング教室(5歳児)・体育教室(4, 5歳児)
・体育教室(3歳児)・造形教室(幼稚園機能)を保育時間内で行います。

4 登園、降園について

*お子さんの登園・降園は保護者の責任で送迎をお願いします。

★朝の受け入れ

- ・欠席・遅刻の場合は午前9時頃までに、必ず連絡してください。(携帯で入力可)
- ・勤務先を離れる時、よそへ出かける時は、すぐに連絡がとれるようにしておいてください。
(けが、急病、その他の連絡のため)
- ・登園は9時頃までをお願いします。送って来られたら保育者に託してからお帰りください。

★ 登園受付・降園受付について

登園したら必ず3箇所にあるipadのいずれかで登園受付をしてください。

- ・保護者の方が登園したら必ずタッチパネルで登園受付をしてください。早朝は 7:30 からの受付ですので 7:30 になってから行ってください。
- ・お迎え時間の変更や、家族以外のお迎えがあらかじめ分かっている場合は、登園時に連絡をお願いします。

◎ 朝の体温が37.5℃以上ある時、又、体調が悪い場合、お預かりできません。

乳児は個々の警告体温(0.5度増し)の場合は体調を崩す前兆と捉えお預かりできないこともあります。

- ・お迎えの時には、3箇所にあるipadのいずれかで降園受付をしてください。
(連絡なしで、家族以外の方の迎えの場合、子どもの安全の為、身分を確認させていただく事があります。)
- ・6歳未満の乳幼児はチャイルドシート着用義務があります。送迎時には必ず着用してください。
(登降園時、駐車場内は必ずお子さんと手をつなぎ事故に気を付けてください。)

★ 欠席・遅刻等の連絡について

- ・園への連絡がスマートフォンや携帯電話から可能です。欠席や、遅刻(9時以降)の場合は、9時までに必ず連絡をしてください。出欠連絡登録の手順にてご利用いただきますようお願い致します。(電話での連絡も可能です)
- ・携帯からの利用については最初に個別設定の登録が必要です。お子さんひとりずつそれぞれに ID とパスワードが必要です。個別に配布しますので設定の仕方を確認して登録してください。

・出席は登園時にタッチパネルで行う。

- ① コドモンの連絡から連絡内容の病欠・都合欠(自己都合で休み)・遅刻を選択
- ② 期間を選択
- ③ 症状・病名を選択
- ④ 備考に他にお知らせがあれば入力
- ⑤ 先生に連絡を押す



※ 当日の欠席連絡が確認できない時は、確認の為電話で問い合わせをさせていただきます。

5 開所日・開所時間

開所日	月曜日から土曜日まで(12月29日から1月3日まで、祝日を除く)
開所時間	午前7時30分から午後7時まで(2号3号のみ)
	月曜日～金曜日 午前8時～午後4時 :クラス別保育(2号3号)
	月曜日～金曜日 午前9時～午後2時30分 :クラス別保育(1号)
	上記以外の時間 午後5時以降 :混合保育
	土曜日 午前7時30分～午後7時 :混合保育

* 保育時間、延長保育・預かり保育・土曜日保育について

◎保育園機能(2号・3号認定)

- ・保育短時間 午前8:00～午後4:00(就労のみ)
午前8:30～4:00(就労、疾病・障害、求職中、産休)
- ・保育標準時間 午後4:00～午後7:00 (午後 6:30 以降は別途料金、月額 1,300 円)

※ 仕事がお休みの場合、乳児さんは家庭保育にご協力いただくか8:30～16:00 の保育時間でお迎えをお願いします。在宅勤務の方は保育申請時間にかかわらず、仕事が終わ次第お迎えをお願いします。

* 仕事が早く終わった時、子どもさんがまだ遊びたくて帰りたくないという理由では保育できません。申請時間にかかわらず早めにお迎えをお願いします。

◎幼稚園機能(1号認定)

- ・預かり保育 午後2:30～午後4:30 (別途料金 月額 5,500 円 日額 500 円)
- ・長期休暇預かり保育は、夏季のみ実施します。6月下旬に申し込みのご案内をします。
(1日 1,000円 給食費別途 1日 300円) ※午睡布団の用意をお願いします。

* 預かり保育を希望される方は、申請書を提出していただきます。申請書が出ている方に、1ヶ月分の申込書を配布しますので、1日単位の方は毎週金曜日までに次週の申込書を提出していただきます。(申請のみで利用のない方は提出しなくて結構です)※4月分は入園式後の(月)に提出してください。1ヶ月単位の方は申し込み表はありません。一日単位で申し込みの方は前日までキャンセルを受け付けます。当日はキャンセル料を頂きます。※暴風警報の場合キャンセル料は頂けません。

* お迎え時、延長児が園庭で遊びますので、遊ばずにお帰りください。尚、幼稚園機能の方は、午後2時45分にはお帰りください。

* 土曜日について

- ・保護者の勤務等の関係で、保育を希望される方は、弁当・水筒・午睡用のバスタオル 2枚をお願いします。
- ・土曜日は申請されていて、保護者の方が仕事の時のみです。
(学校の行事等の為の保育は対応していません)
- ・給食はありませんが、おやつは平日同様に提供します。

6 食事とおやつ

- ・給食は、献立表を基に子どもの発達に合わせ、食べやすい様に配慮しながら調理します。
- ・必要な栄養をとりながら、皆と一緒に楽しく食事する事により、好き嫌いのない食事やマナー等の良い習慣を身につけます。
- ・乳児のおやつは午前と午後あります。(幼児は3:00頃予定)
- ・延長保育利用児は午後6時頃におやつがあります。
- ・アレルギーがある場合は、必ず受診し医師の指示に従い、保護者と園で同様の対応をし、安全な食事おやつを考えていきます。除去や代替ができない時は、持参をお願いすることもあります。

7 行事について

- * 年間行事予定表は入園式に配信させていただきますのでご覧ください。
- * 園外保育などの時は、お弁当の持参をお願いする場合があります。(年2回)あらかじめお知らせしますので、ご協力ください。

★ 園だより、クラスだより

- ・ 毎月、原則として 25 日に園だより、6、7、10、12、2、3 月にクラスだよりを配信する予定です。このたよりは、家庭と園との架け橋となるものです。よく目を通して、園でのお子様の生活を知って頂き、ご理解ご協力をお願いします。その他、必要に応じて行事案内、保健だより・食育だよりは隔月に配信させていただきます。配信できないおたより等は「おたよりばさみ」にはさんで持ち帰ります。必ず読んで頂き、次の日におたよりばさみの返却をしてください。

8 保健衛生

- * 子どもが元気にすくすくと育ってくれることは、親や保育者の願いです。特に、乳幼時期は心身共に著しく成長し、人として健康な生活をしていく基礎をつくる時期なので、きわめて大切といえます。ご家庭と園とが十分連絡をとって、園での生活が楽しく過ごせるようご協力をお願いします。

(1)生活リズムについて

- * 基本的な生活習慣を身につけましょう。

- ・ 早寝、早起きをしましょう。
- ・ 大人と一緒に朝食をしっかりと食べましょう。
- ・ 朝、登園前にトイレに行きましょう。



- ◎ 成長、発達途上の子どもが健康に過ごすための基本のひとつに、生理的なリズムの安定があります。毎日が早寝、早起きのリズムで睡眠が十分とれ、大体決まった時間にバランスの良い食事がとれていれば、子どもは元気に遊ぶことができます。
大人中心の生活にならないように、夜9時には布団に入ることを目標としましょう。

(2)健康について

1. 持病や体質的に配慮を要する場合は、お知らせください。状況により、主治医の診断書を求めることもあります。(小児ぜんそく、アレルギー体質(過敏症)、ひきつけ、けいれん、関節がはずれやすい等)
2. 熱のある時、からだの調子の悪い時、平常と異なる時は無理をさせずに早めに休ませましょう。
3. 原則として、園では持参薬の取り扱いをしません。どうしても必要な場合は、園長・主任に相談してください。
4. 子どもは体温調節が未熟ですが、周囲の状況や活動に応じてこまめに衣類で調節をしてあげると、次第に調節する力が養われます。着脱しやすく又、活動しやすい衣服を整えてあげましょう。
5. フードの付いた服は、子ども同士引っ張り合い危険ですので控えてください。ジャンパー・コートは構いません。
6. 乳児組は非常持ち出し用の上着を園に置いておきたいと思しますので持参してください。
(担任より指示がありましたら記名をして持ってきてください。)

(3)定期健康診断について

1. 病気や異常を早期発見するために園医等による定期健康診断を実施します。(内科、歯科、尿検査) 診断の結果、疾病や精密検査等の必要があれば速やかに医療機関で受診してください。
2. 相談事項等があれば、事前に配布する「調査票」にご記入ください。

(4)清潔について

1. 手洗いうがい、入浴、洗髪、爪切り、清潔な衣服等は感染予防のために欠かせない生活習慣です。子どもがかかりやすい感染症は、ウイルス性の病気が多く、手洗いうがいをきちんとすれば予防できるものも多くあります。園と家庭で周囲の大人がこまめに手をかけてあげ、清潔の習慣を身につけさせましょう
2. 長い爪は感染予防のためだけでなく、お友だちの顔や手をひっかいて傷をつけてしまうこともあるので、切ってください。
3. 耳あかは時々見て、とってあげましょう。
4. 毎日入浴し、清潔な肌着をきせてあげましょう。入浴ができない時は手足やおしりを洗い、赤ちゃんは首の周りも拭いてあげましょう。
5. 目や皮膚の病気予防のため、髪の毛は短くするか、結んであげましょう。

(5) 病気にかかったら <こんな時は早めに受診したり、お家で様子をみたりしましょう。>

1に安静	・薬をいくら飲んでも安静にしなければ効果はあがりにくい。 ・薬の服用を勝手に中断すると、病気を長引かせます。薬は医師の指示に従い、服用してください。	子どもの姿
2に保温		・ぐずる、ないてばかりいる。 ・元気がなく、食欲がない。
3に栄養		・ブツブツがある。 ・下痢、嘔吐がある。
4に薬		・痛がる。 ・熱がある、ぐったりしている。 ・朝、なかなか起きられない。

(6) 観察のポイント よく見る・よく触る

- ★ 小さい子は自分で訴えることができません。大人がこどものからだを見たり触ったりして、感じてあげることが大切です。
- ★ 大きい子は自分で着脱できるので、その分大人の目が行き届かず、気付くのが遅れます。小さい子と同様に見て触って、目を向けてあげましょう。
- ★ 子どもの病気は、良くなるのも悪くなるのも早いものです。体調の変化に早く気付いて、対応すると軽く乗り切ることができます。
朝の忙しいひとときですが、目と目の見つめ合いとスキンシップを大切にして、保護者の方の勤を働かせましょう。
{いつもと違っておかしいな}と思ったら、園にもお知らせください。

(7) 感染症について

1. 子どもや家族に感染症が発生したら、直ちに園に連絡してください。
2. 感染症にかかった場合、他の園児にうつる心配がなくなるまで、登園停止になります。
3. 感染症ではありませんが、清潔、不潔に関係なく、年間を通してアタマジラミの発生が見られます。人から人へと付着し広がっていくので、発生したら直ぐ駆除等にご協力ください。

◎ 感染症一覧

令和5年5月8日現在

病名	
第一種	エボラ出血熱 クリミア・コンゴ出血熱 痘そう 南米出血熱 ペスト マールブルグ病 ラッサ熱 急性灰白髄炎 中東呼吸器症候群 重症急性呼吸器症候群(SARS コロナウイルス) 特定鳥インフルエンザ ジフテリア 新型インフルエンザ
第二種	インフルエンザ 百日咳 麻疹 流行性耳下腺炎 風しん 水痘 咽頭結膜熱 結核 髄膜炎菌性髄膜炎 新型コロナウイルス感染症
第三種	コレラ 細菌性赤痢 腸管出血性大腸菌感染症 腸チフス パラチフス 流行性角結膜炎 急性出血性結膜炎 <u>その他の感染症</u>
その他の感染症(一例)	溶連菌感染症 ヘルパンギーナ マイコプラズマ肺炎 ウイルス性胃腸炎 手足口病 伝染性紅斑(りんご病)

※保育園は集団生活の場です。感染拡大防止のため、必ず医師の指示に従って療養してください。

※感染症にかかった場合は、速やかに病名と医師の指示内容を園に連絡をしてください。

※感染症治癒後に登園する場合は医師が発行する感染症治癒証明書(意見書)の提出は不要ですが、登園許可願(保護者申請)の提出をしてください。登園許可願の様式は園にあります。

* 園医

内科医	つばさクリニック(石川 亨 先生)	54-5283
歯科医	キララ歯科(加藤 正雄 先生)	54-5454

<病気やけがの場合は>

(保護者から園へ)

- ・ 体調の判断は熱が有るか無いかだけでなく、機嫌や食欲の良し悪し、目覚めの状況等も目安になります。登園までの間にいつもと様子が違うと感じたら、お知らせください。
- ・ 家庭で薬を飲んでいるときは、お知らせください。

(園から保護者へ)

- ・ 下痢の場合は、程度により様子を見ながら保育しますが、発熱やおう吐を伴う下痢は、早めに受診されますようお願いいたします。
- ・ 感染症は早期治療及び、自宅での療養が必要です。保育中に感染、発病の疑いがある場合はご連絡しますので、早急にお迎えをお願いいたします。その後受診される際は、園でその感染症が流行していることを、医師にお伝えください。
- ・ はやり目は、とても感染力が強いので要注意です。目やにがひどいときは早めに眼科医を受診して、集団生活の可否を確認してください。

***こんなときはお知らせすることがあります*(早急にお迎えをお願いいたします。)**

- ・ 熱が出て下がる様子がないとき
- ・ 下痢がひどくていつもと様子が違うとき
- ・ おう吐していて食事や水分がとれないとき
- ・ 頭痛や腹痛を訴えて様子を見ていても、治まらないとき
- ・ けがをしたとき



9 保育料などの納入

*諸経費について 単位 円

項目	幼稚園機能(1号認定)
基本保育料	無償
給食費	(副食費 3,690+主食費 810) 合計 4,500/月
施設整備費	1,000/月
教材費	250/月
預かり保育料	5,500/月 500/日
長期休暇中の保育料	1,000/日(給食費 300円別途徴収)
制服 (3歳児以上)	制服 4900、通園帽子 2900、体操服上 2100、体操服下 2000、カラー帽子 M900、L1100、LL1400、通園カバン 4400、保育用品 2580 合計 19780
保護者の会費	250/月(年額集金)
項目	保育園機能(2号・3号)
基本保育料	幼児は無償・乳児は市の徴収基準
給食費	(副食費 5,100+主食費 900)合計 6,000/月 ※ 幼児のみ
延長保育料	1,300/月
制服 (3歳以上児)	制服 4900、通園帽子 2900、体操服上 2100、体操服下 2000、カラー帽子 M900、L1100、LL1400、通園カバン 4400、保育用品 2580 合計 19780
保護者の会費	250/月(年額集金)

***保育料は市で決定した保育料の額を徴収しております。(乳児組)**

***毎月6日に保育料・給食費が引き落とされます。**

***給食費は、幼児のみ徴収します。*乳児は、保育料に含まれています。**

振替日が休業日の場合は前営業日となります。(毎月残高の確認をおねがいします。)

***夏制服は R2 年度より廃止となりましたが、夏帽子のみの販売します。**



10 災害共済制度(独立行政法人日本スポーツ振興センター)

- (1) 園児の保育中のけが、送迎における災害に対し、独立行政法人日本スポーツ振興センターと加入契約をしています。
- (2) 共済掛金は、保護者に年間200円を負担(法人負担金95円)していただきます。
- (3) R2年度より災害共済給付契約について、初回の同意後在園中は自動更新となります。
- (4) 保育中けがをした時は園で直ちに応急手当をし、保護者に連絡するとともに必要に応じて病院へ連れて行きます。
 - ・手当後は、医師の指示に従います。なお、保護者の方は保険証及び乳児医療証を窓口に掲示してください。
 - ・園より独立行政法人日本スポーツ振興センターから見舞金の支給を受ける手続きをとりませんが、医療点数500点未満の場合は支援の対象になりませんのでご承知ください。



11 家庭の協力

* しつけについて

- ① 親がまず、自らよいお手本を示すようにしましょう。
- ② 早寝早起きの習慣をつけましょう。
- ③ 朝食はきちんととりましょう。
- ④ 登園前に排便の習慣をつけましょう。
- ⑤ 朝夕のあいさつは、すすんでしましょう。
- ⑥ 安全の習慣を身につけましょう。
- ⑦ テレビ等は時間を決めて見せましょう。

* 車を利用される場合は、下記の事を守ってください。

- ① 決められた場所に駐車し、必ずエンジンを止めて施錠をしてください。
- ② 車内にはバック等貴重品を絶対におかないようにしてください。
- ③ 車からは親が先に降り、必ず子どもの手をつないでください。
- ④ 車中に子どもを残さないでください。
- ⑤ チャイルドシートを着用しましょう。
(6歳未満の幼児は、シート着用義務化となっています。)

12 機能変更について

幼稚園機能(1号認定) ↔ 保育園機能(2号認定)

* 産休に入る・仕事をやめた・仕事を始める場合は、認定区分の変更が必要になります。前月の20日までには書類の提出が必要となりますので、わかり次第、園長・主任にお知らせください。保護者の就労により保育必要時間、保育園の利用時間が決まります。

保育園機能(3号認定)0歳～2歳

* 上記と変わりませんが、産休に入る場合は要件が変わります。(就労から妊娠出産)また、産休期間終了(産後2か月)になると、仕事復帰しない場合は退園となります。

※産休になったと同時に父が育児休業を取得した場合も、家庭保育可能となり退園となります。

13 保育利用時間

* 保護者の就労など保育が必要な時間によって、保育園の利用時間が決まります。

・保育時間…保育短時間設定時間内(午前 8 時から午後 4 時まで)での利用

【事由:就労の他、疾病・障害、求職活動中など】

・保育標準時間…保育短時間設定時間を越える保育を利用

☆クラス別保育時間 ⇒ 午前 8 時 30 分から午後 4 時まで

☆延長保育 ⇒ 午後 4 時から午後 7 時まで

保育の必要量(保育時間)は、就労等の事由で保護者が保育することができない時間となります。
したがって、保護者の私的な理由での保育の利用はできません。

* 仕事が休みで保育希望の場合は、8 時半～16 時での利用になります。

★令和 6 年度より就労要件の取扱が変わります。

①就労要件の条件「月 60 時間以上」(提出物:就労証明書)

②自営業の条件「月 60 時間以上」(提出物:就労証明書及び 1.確定申告書 2.源泉徴収票 3.開業届)
(1～3 のいずれかの写し、開業後 1 年経過した時は 1、2 のみ)

14 退園

* 退園される予定がある場合は、事前に園長に連絡してください。退園される場合は、すみやかに(10 日前)園に退園届けを提出してください。(用紙は園にあります)

* 原則として、月末の退園となります。



15 子育て支援センター

◎ 当幼保園内で開設しています。

・ 育児相談や、子育てサークルなどの育成や、地域のニーズに応じた支援をします。

・ 子育てについての相談は、気軽に電話、または来園してください。

16 預かり保育(幼稚園機能(1号認定)のみ)

◎ 預かり保育は、翼幼保園に在園の子どもで、通常の教育活動終了後において保護者の希望により園児を預かり、時代の変化に対応した女性の社会参加を支援することを目的としています。

17 災害時における登園・降園

① 台風・雪の場合

・ 園児が登園する前に高浜市に暴風・暴風雪警報が発令されている場合は、園児の安全のため登園させないでください。

・ 暴風(雪)警報解除後 2 時間を経ってから保育を始めます。

・ 登園後、暴風・暴風雪警報が発令された場合には、速やかにお迎えをお願いします。

・ 午前 8 時まで警報が解除されたら、予定通り給食を実施します。

午前 8 時過ぎに警報が解除された場合は、食事時間に給食の準備が間に合いませんので昼食はお弁当を持参してください。

②地震の場合

・ 東海地震注意報が発令された場合には、速やかにお迎えをお願いします。

③特別警報発令の場合

- ・ 特別警報が発表された場合は、直ちに自分自身の身を守りつつ、様子を見て速やかにお迎えをお願いします。

④その他の場合

- ・ 不審者で保護者のお迎えの必要が生じた場合は、速やかにお迎えをお願いします。
- * 緊急非常事態の場合は、原則として電話は使用できませんので、報道機関の情報(テレビ、ラジオ、市の広報車など)をよく聞いて判断してください。
- ・ 翼幼保園コドモンで必要に応じて配信します。
- * 入園後、コドモン保護者アプリの登録を携帯、スマートフォンで各自行っていただきますようお願いします。(個別のID・PWを配布します)

18 こんなとき手続きは？

○就労先変更、就労時間変更、住所変更、世帯状況変更があったら？

「就労証明書」と共に「施設型給付費・地域型保育給付費等 教育・保育給付認定(変更)申請書」の提出が必要です。用紙をお渡ししますので、お知らせください。

★支給認定証は、大切に保管してください。

※支給認定の変更申請をする場合や退園する場合に、現在お持ちの支給認定証を返却していただきます。

○出産・育児休暇をとるときは？

早めに園長にお知らせください。

○退園するときは？

「退園届」の提出が必要です。すみやかに(10日前まで)提出してください。

退園される予定がある場合は、事前に園長にお知らせください。

19 かみつき・ひっかきについて

☆ 1・2歳ころにみられるかみつき・ひっかきは成長過程のあらわれです。



(1)このころの子ども達は、自分で～したい気持ちがいっぱいです。友だちにもだんだん興味が出てきて友だちと遊びたいけど、自分の思いを上手く言葉で相手に伝えられず、遊びたい思いが、かんたひっかいたりという行動になってしまうからです。

(2)かみつき、ひっかきはおさまる？

ずっとは続くものではありません。成長とともに、自分の気持ちを言葉で表現できるようになると自然になくなっていくものです。

(3)かみついたり、ひっかいてしまった時はどう対応したらいい？

かみつきやひっかきは、子どもの成長過程の中で、起こりえることです。しかし、行為自体は良いことではありませんので、園では、次のようにかみつきやひっかきが起こらないように未然に防ぐように保育を進めています。

- ・子ども達から、目を離さないように気をつけています。
- ・おもちゃの取り合いが起こらないように、おもちゃの数を増やしたり、遊ぶ場所を工夫したりしています。
- ・おもちゃの取り合いなどで、手が出そうになった時、おもちゃを取ってしまった子へは「これがほしかったの？」と聞き、おもちゃを使いたい思い受け止めます。また、おもちゃを取られてしまった子には「とられていやだね」と、悲しかった思いを受け止めています。このように、一人一人の子どもの気持ちを受け止め、大人が言葉にしながら、言葉の発達も促しています。

20 関係機関との連携

(1) 子どもの育ちを支える資料の送付

・こども園生活を通して子どもが育ってきた過程を小学校へ伝えていくために、「幼保連携型認定こども園園児指導要録」を送付し、小学校での生活や学びへとつなげていきます。

(2) 虐待等が疑われる場合や気になるケースへの対応

・こども園は、要保護児童の早期発見や保護を図り子どもの最善の利益を重視して支援を行っています。
・こども園には虐待に関する通告義務が課せられ、こども園での対応では不十分または限界であると判断される場合は速やかに関係機関と連携をとり対応していきます。

(3) 高浜市こども発達センターとの連携

・子育て支援情報の提供・支援、療育支援など、子どもの成長に合わせ一貫した支援を行っています。
・問い合わせ 高浜市こども発達センター 電話 52-9872



21 休日保育

- (1) 場 所 よしいけ保育園
- (2) 目 的 女性の就労形態の多様化などにより、休日において家庭での保育が困難となるお子さんを保育します。
- (3) 対象児 満1歳を迎えた翌月(自分で食事ができる)から5歳児(保育園在園児の希望者)
- (4) 保育時間 午前8時 ~ 午後5時30分
- (5) 実施日 毎週日曜日、祝日(12月29日~1月3日を除く)
その他 父親・母親共に「日曜・祝日就労状況証明書」「出欠席予定表」の提出が必要です。また、利用した場合は、その代替えとして週休日に欠席していただきます。
特別な配慮が必要となる場合は、お預かりできません。

毎月休日の申込に変更がないか確認させていただきます。利用月は「保育利用申請書兼証明書」両親分を提出していただきます。前もってわかっている変更については、園から変更の連絡をよしいけ保育園に入れます。

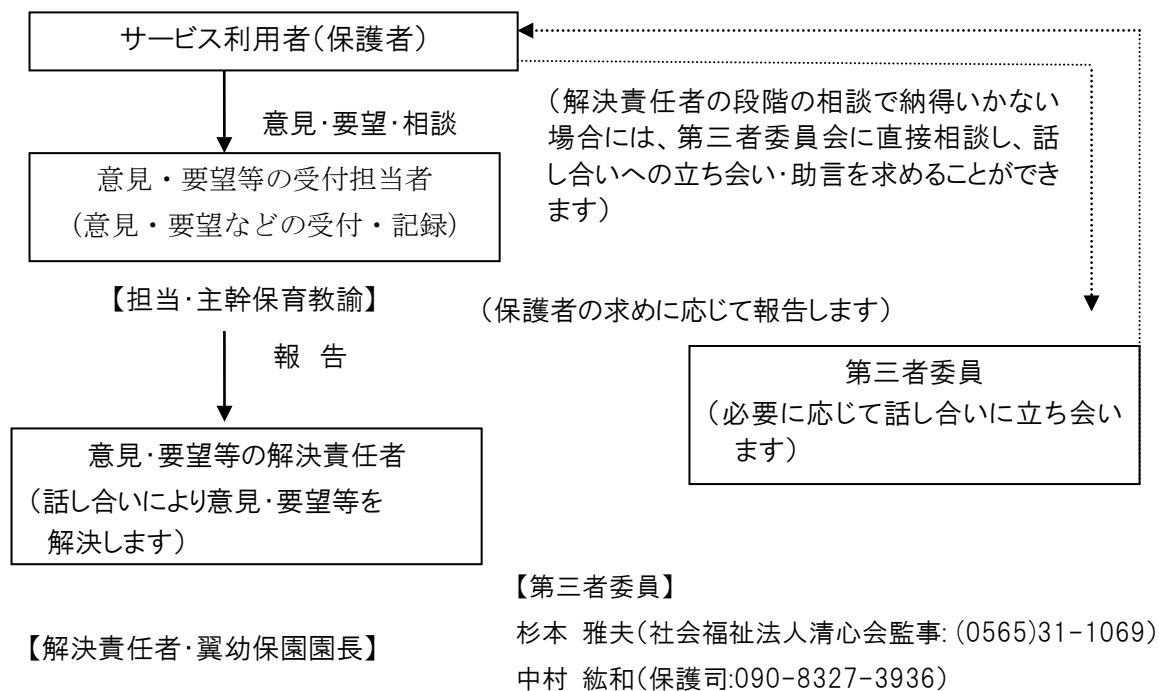
※当日の欠席については、各自でよしいけ保育園に電話連絡してください。(53-2100)

R3 年度より0、1歳児のみ紙おむつ、おしりふきはいりません。2歳児は紙おむつ、おしりふきを持参してください。*利用日には、休日保育持ち物チェックシート記入して持参します。*持ち物全てに名前を書いてください。

22 病後児保育

- ・場所 いきいき広場3階(病後児保育室)
- ・目的 病気の回復期でまだ通園・通学できない場合、保護者の就労などの理由により家庭で保育できないお子さんを保育します。
- ・実施日 月曜日から金曜日の午前8時30分から午後5時15分まで(祝日及び年末年始は除く)
- ・対象者 ・市内に在住している。・生後6ヶ月から小学校3年生以下の児童。・病気回復期にあり、通園・通学が困難である。・保護者の勤務等の都合により家庭で保育を受けることが困難である。
- ・定員 1日2名
- ・利用料 1日2,000円所得に応じて減免制度もあります。
- ・食事 昼食は弁当持参
- ・申込方法 あらかじめ利用登録書を、こども育成グループへ提出していただき利用する時には申込用紙に医師連絡票を添えて、こども育成グループへ提出してください。予約制ですので、前日午後3時までに申し込みをお願いします。登録書・利用申込書・医師連絡票はこども育成グループにあります。
- ・問い合わせ先 高浜市役所いきいき広場 こども育成グループ TEL52-1111

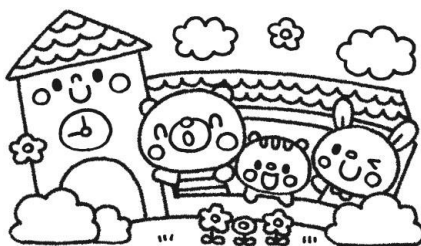
23 ご意見・ご要望等のための仕組みについて



- * ご意見・ご要望解決の結果(改善事項)は、口頭もしくは文書で解決責任者よりご報告申し上げます。
- * 以上の仕組みで解決できないご意見・ご要望は、愛知県社会福祉協議会に設置された運営適正化委員会に申し立てることもできます。

24 個人情報の適切な保護に努めます

- ・ 幼保園では、お子様をお預かりする上で、必要最小限(氏名・住所・電話番号・勤務先・携帯番号等)の個人情報を提供していただいています。
- ・ 個人情報の取り扱いについては、個人情報の盗難、紛失、破壊、改ざん、漏洩を防ぐため、個人情報の保存管理、破棄ルールを徹底し、適切な保護に努めています。



たかはま子ども市民憲章

“子ども自身の言葉”による“子ども市民憲章”を宣言

たかはま子ども市民憲章の特色は、全国でも初めて地域をともに支える市民として子どもを登場させた「子ども市民憲章」を定めたことです。しかも、【子どもから】のメッセージは、子ども自身の考えと言葉によって、「憲章」化が図られており、このことも画期的な意義を持っています。

前 文

わたしたちは、国連・児童（子ども）の権利条約の理念をふまえ、人間性豊かで誇りの持てる高浜を創っていきます。そのためには、子どもとおとなが市民として、互いの意思と力を尊重し、理解を深め合うことが大切です。そこでわたしたちは、現在及び未来の高浜のまちを支え合っていくために、ここに「たかはま子ども市民憲章」を定めます。

子どもから

- 1 みんな幸せになる権利がある。だから、自分の心を閉ざさないで。
短所も、別の見方をしたら長所かもしれない。自分のことをもっと好きになって楽しもう！
- 2 わたしは世界でただひとり、だから大切。
あなたも世界でただひとり、だからやっぱり大切。
お互い大切なんだから、いやがることはしないようにしよう。
- 3 学校の勉強だけが学ぶことじゃない。遊びからも友達からもたくさん学ぶことができる。だから遊びと友達を大切に。もちろん勉強も大切！
- 4 けんかはほどほどに。けんかもそんなに悪いことじゃない。
けんかから学ぶことだってあるしね。
- 5 怒りたくてもすぐにださない。趣味や夢をみつけて発散しよう！
それでもイヤなことがあったら「ムカつく」の一言で終らせないで、
自分の感情をもう少し細かい言葉で表現してもいい。
- 6 ひとりで悩んだりしないで、だれかに助けを求めたっていい。
別に恥ずかしいことじゃないからさ。
- 7 なんでも今、自分が「一番」とは限らない。
でもそれに近づくようにがんばって上をめざしていこう。
自分らしい、自分なりのがんばりで、コツコツ コツコツ少しずつでいいよ。

フレッシャーではなく生きる希望となる憲章を

【おとなから】のメッセージは、「子どもの目線」を大切に、という視点に立って作成されています。まず、おとなも自分らしく生きていきたい。その姿を子どもに示すことが大切であること。子どもの生き方を比較するのではなく子どもの「自分固有の人生を生きる」ことを認めていくこと(1、2)を基本におきながら、子どもが人間として生き抜いていく力をつけていくための学びへの支援(3、4)、特に、高浜という地におけるまちづくりの一環として、子育て支援、子どもの自治と居場所支援、安心して相談、権利救済できる仕組みづくりの提言(5、6、7)を掲げています。なお、現代は、世界の動き、とりわけ戦争や環境破壊などの問題が地域のあり方にも大きく影響を与えているという時代認識の中で、高浜から世界に発信できる憲章(8)という意味合いも持たせてあります。

おとなから

- 1 自分を大切にし、希望をもって生きる姿勢を示していきたい。
- 2 どの子どももみんな一人ひとり違います。
その違いをその人の豊かさとして受けとめます。
- 3 子どもが自分と周りを変える力をつけるために学び、
活動していくことを支援します。
- 4 完全さを求めず、子どもが自分を出せるように
ゆとりと寛容さをもって接します。
- 5 子どもに愛情を持って接し、
干渉しすぎたり、ひとりで背負い込まないで、
地域の人びととともに子どもの自治を支え、楽しく子育てを進めます。
- 6 子どもが安心して集い、交流し、
ありのままの自分を出せるような居場所を子どもとともに創³⁵っていくよう努めます。
- 7 いじめや虐待など権利侵害を受けることなく、
子どもが安心して生活できるように、
いつでも相談でき、救済・回復できるようなしくみを整えるよう努めます。
- 8 子どもとともに、民族的、国民的、宗教的な偏見を持つことなく、



高浜市乳児保育憲章



平成21年3月18日制定

高浜市では、一人一人の乳児が、人として大切にされ、安心できる環境の中で、自分を深く信頼し、のびのびと育つことができるように、次のことに心がけて、乳児を育てていきます。

- 1 乳児の可能性を信じ、その表情や態度から、一人一人の乳児の声を聴き取る努力をする中で、それぞれのもつ力が豊かに引き出されるよう、育てていきます。
- 2 乳児の経験を大切にし、「見守り」、「気にかかけ」、「待つ」ことに心をくだき、育てていきます。
- 3 地域のすべての大人が、乳児の健やかな成長を願い、それぞれの家庭の子育てを支え、支えあいます。



個人情報にかかわる取扱いについての同意書

- お子さんの育ちを連携機関(※)と共に支えさせていただくため、個人情報情報共有させていただくことがあります。
- 翼幼保園では、教育・保育に役立つ記録として、必要に応じて写真・動画の撮影を行います。
- 施設が撮影した写真、動画を掲示したりアプリで配信させていただいたり、保育研修の目的で活用させていただくことがあります。
- 写真・動画に映っている本人の同意を得ずに第三者への提供(SNS、ブログ等)を行わないようにお願いします。

※連携機関の例) とも育成 G、教育委員会(学校経営 G)、地域福祉 G、福祉まるごと G、健康推進 G、特定教育・保育施設(保育所、認定こども園、公立幼稚園)、特定地域型保育事業(小規模保育、家庭的保育)、みどり学園 等

上記の趣旨に同意し、以下に回答します。

幼保連携型認定こども園 翼幼保園園長 様

・連携機関との情報共有、情報提供について

同意します 同意しません

・施設における写真や動画撮影について

同意します 同意しません

・写真販売及び業者に写真販売を委託するため、データを提供することについて

同意します 同意しません

・名簿、おたより、掲示物、アプリ配信、HP、保育研修において情報を使用することについて

同意します 同意しません

・施設が許可した報道機関(テレビの放映番組等)等に動画を掲載することについて

同意します 同意しません

令和 年 月 日

園児氏名 _____

保護者氏名 _____
(自署)

翼幼保園のしおり(重要事項)の説明に関する同意書

当施設における教育・保育の提供に当たり、「翼幼保園のしおり(重要事項)」に基づき、重要事項の説明を行いました。

令和 6 年 2 月 9 日

所在地 高浜市神明町 2-8-2

名 称 幼保連携型認定こども園翼幼保園

説明者 園長 杉本 豊美

私は、「翼幼保園のしおり(重要事項)」に基づいて説明を受け、同意しました。

令和 6 年 月 日

児童氏名

署 名

児童から見た続柄()